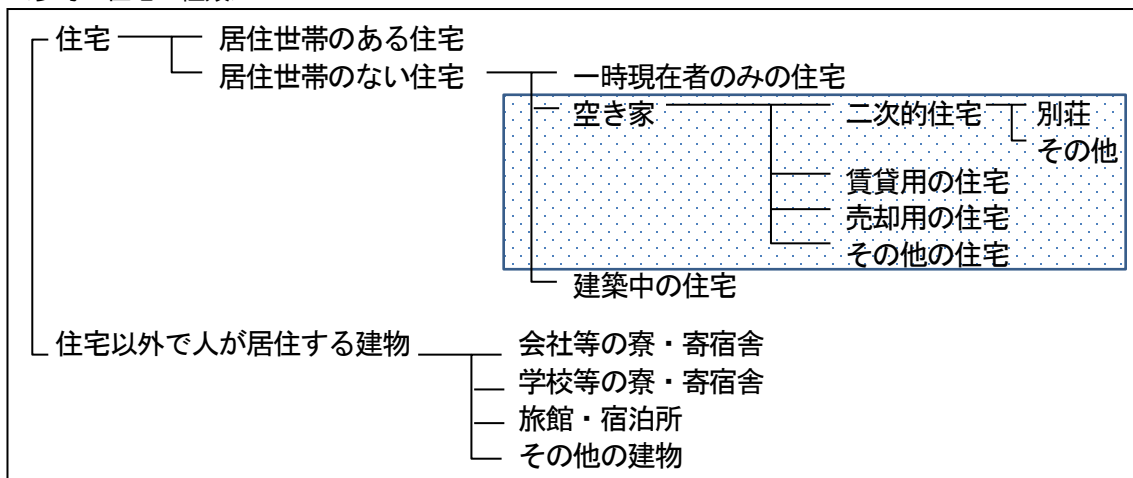


## 住宅・土地統計調査と空家等対策の推進に関する特別措置法との関連

### 住宅・土地統計調査の調査対象となる「空き家」

- 住宅・土地統計調査の調査対象は、家庭生活を営むことができるように建築又は改造された住宅のうち、ふだん人が居住していない住宅については、調査員が外観等により居住世帯のない住宅の種類、建て方、構造、腐朽・破損の有無、建物全体の階数、道路の幅員を把握

<参考：住宅の種類>



### 共同住宅の空き家について特別集計 (空き家の比重高く、利用者からの要望も多い)

- 外観等では把握できない住宅の属性について、調査対象となった空き家と同じ建物内にある他の居住世帯の情報などを基に推計
  - ・ 所有の種類(民営、民営以外(公営、公社等))
  - ・ 建築時期
  - ・ 床面積

住宅・土地統計調査においては、壁や屋根が崩れ落ちていたりなど、家庭生活が営めない状態で管理されていないような「廃屋」は調査の対象外

### 空家特措法による「特定空家等」

- ・ 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ・ 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ・ 適切な管理が行われなにより著しく景観を損なっている状態
- ・ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

### 市町村の役割：「空家等対策計画」の作成

- ・ 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類
  - ・ 空家等の調査に関する事項
  - ・ 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
  - ・ 特定空家等に対する措置
- などを定める

